

要 望 内 容	回 答 内 容
<p>1. 雇用・労働・WLB施策</p> <p>(1) 就労支援体制の充実・強化について</p> <p>大阪版地域雇用戦略会議と位置づけた大阪雇用対策会議¹の雇用創出・確保推進委員会の下に設置された調査研究部会の研究・検証結果を踏まえ、雇用労働施策を充実させること。また、平成24年4月からスタートした「ハローワークとの一体的実施²」による成果を検証し、大阪労働局との更なる連携を図り支援施策を拡充させること。</p>	<p>大阪雇用対策会議は、大阪労働局、近畿経済産業局、大阪府、大阪市、堺市、連合大阪、関西経済連合会、大阪商工会議所の公労使8者で構成され、大阪版地域戦略会議として、オール大阪での連携の下、より実効性の高い雇用対策を実施し、雇用失業情勢を抜本的に改善すべく取り組んでおります。</p> <p>これまで、雇用対策会議では、「緊急雇用対策プラン」の策定、大阪府との連携による「大阪における雇用実態把握調査」、構成機関の緊密な連携・協力による合同企業説明会など各種雇用対策事業の実施など、そのときどきの情勢や課題に対応したさまざまな取組みを実施してまいりました。</p> <p>雇用対策会議の下に設置された「調査研究部会」では、平成24年度に「公労使連携による総合就業支援事業の充実・強化」をテーマに調査・研究を鋭意進め、さらに「連携から共同へ」をテーマに、新たなネットワークの枠組みや共同事業の実施、ネットワーク強化による事業例など具体的な調査・研究を進めて「最終報告」としてまとめられたところです。平成25年度から、この「最終報告」を踏まえ、構成機関による共同事業の実施など連携の一層の強化を図ることにより、大阪における雇用情勢の改善を図っています。</p> <p>本市といたしましては、厳しい経済・雇用情勢が続く中、雇用対策会議における連携の下、市民ニーズ、求職者ニーズに対応した雇用施策を推進してまいります。</p> <p>また、平成24年度から実施の本市の「しごと情報ひろば」2ヵ所とハローワークとの一体的運営につきましては、毎年、大阪労働局と本市で構成し、連合大阪にも参画いただいております『「しごと情報ひろば総合的就労支援事業」の一体的運営にかかる事業運営協議会』において検証を行い、職業相談件数や就職者数での実績を評価し、「総じて高い成果を上げている」との検証結果を得ているところです。引き続き、大阪労働局等との連携を図りながら事業を推進してまいります。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p>(2) 基金事業の終了と総括について</p> <p>平成25年度まで延長された重点分野雇用創出事業を総括し事業終了後の雇用者について現状把握し、雇用の拡大に繋がっているかを検証すること。また、起業支援型雇用創造</p>	<p>本市では、平成22年度に新たに創設された国の「重点分野雇用創出事業」を活用し、介護、環境・エネルギー、観光等の成長分野における地域のニーズに応じた分野の雇用創出と人材育成を図ってまいりました。</p> <p>この「重点分野雇用創出事業」は、平成25年度末まで事業期間が延長となりましたが、平成22年度から平成24年度末までに、3,500人以上の新規雇用創出となっております。</p> <p>平成25年度においても、この重点分野雇用創出事業の活用により、39歳以下の若年者の就職支援事業である「大阪市ジョブブアタック事業」、きめ細やかな職業相談・職業紹介を行う「しごと情報ひろば総合的就労支援事</p>

<p>事業⁴については、地域に根ざした事業支援と雇用の受け皿を創出すること。</p>	<p>業」をはじめ、障がい者に就労体験の機会を提供するとともに支援者の育成を図る「障がい者の就業ステップアップ事業」など、地域のニーズに応じた分野の雇用創出と人材育成を図るべく、事業を展開しております。</p> <p>また、平成 25 年度に新たに創設された「起業支援型地域雇用創造事業」を活用し、ものづくり分野において、優れた技能や専門的な技能を習得することにより技術者として常用雇用をめざす「プロフェッショナル育成事業」、若年求職者の就職支援が担える人材を育成する「わかもの就職支援育成事業」や、障がい者を雇用し、就職に必要な知識や技能を習得する研修や、就業体験により常用雇用をめざす「障がい者の就職支援事業」等を、起業後 10 年以内の企業、NPO と連携して行うことで、各事業者がビジネスを拡大し、成長することにより地域における雇用の受け皿の創出を図っております。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(3)産業政策と一体となった人材育成について</u></p> <p>平成 24 年 2 月に策定した大阪産業人材育成戦略⁵が中間年度を迎える。数値目標を設定しているアクションプランについて検証し、着実なフォローアップを行うこと。</p>	<p>本市では、「大阪産業人材育成戦略」において、戦略の柱に該当する「革新的技術の事業化促進事業」、若年者の就職支援事業である「ジョブアタック事業」、「キャリア教育推進事業」をはじめ、経済戦略局や教育委員会等も含めた関係各局の関連事業を掲載し、各事業の進捗と数値目標の達成状況の把握に努め、戦略の実現に向けた検証を行っております。</p> <p>今後も、この戦略の着実な推進と実現に向けて、事務局である大阪府との連携・協力の下、各事業のフォローアップを行ってまいります。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(4)最低賃金の引上げと法遵守について</u></p> <p>大阪の最低賃金は 819 円に改正したが、政労使合意の全国平均 1,000 円に到達できるよう中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化をはかること。また、ワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる金額水準まで引き上げる意見書等の採択を検討されること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられること</p>	<p>最低賃金は、公益代表、労働者代表、使用者代表で構成された「最低賃金審議会」が、賃金の実態調査結果など各種統計資料を基に、公正かつ自主的に行う審議によって出された意見（答申）を尊重して、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が決定（改定）することになっており、現在大阪の最低賃金は819円（25年10月18日改正）です。</p> <p>今後とも大阪府をはじめとする関係先と連携しながら、安定した賃金の確保と公正な処遇が実現された労働の充実・強化に取り組みます。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>

<p>から、法違反に対する罰則規定等についても労働基準監督署と連携をはかり事業所へ周知すること。</p>	
<p><u>(5) 地域就労支援事業の強化について</u></p> <p>就職困難層に対する地域就労支援事業⁶について事業実績を検証し「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会において、好事例を参考に事業を推進すること。また、相談対応等について事例集を作成し、効果的に支援できる制度となるよう努めること。</p>	<p>本市ではこれまでから、「就職に向けた支援が必要な人」に重点を置いて取組を進めており、「地域就労支援事業」や「しごと情報ひろば」での職業相談・職業紹介をはじめさまざまな事業を実施することで、就職に向けた支援を行っています。また、受託事業者からの報告書やアンケートなどをもとに、より効果的な事業となるよう努めております。</p> <p>「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」へは、地域ブロック会議に職員が参加し、府・市町村と連携し情報交換を行っており、これらの就業支援事業をより効果的・効率的に実施するための参考としております。また、コーディネーター部会へは大阪市地域就労支援センターの相談員が参加し、他の市町村の相談員との交流や情報交換を行い資質の向上に努めています。</p> <p>今後も「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に積極的に参加・協力し、そこで提供される事業実施の報告や参考資料などを活用することにより、「就職に向けた支援が必要な人」の就業を支援する「地域就労支援事業」を効果的に実施するよう努めてまいります。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p> <p>大阪市シルバー人材センターでは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、就業を通じて社会参加や生きがいづくりを希望する高齢者に、その意欲と能力に応じ、長年培った知識や経験を有効に生かした就労の場や機会の提供を目的とした事業を行っており、大阪市はシルバー人材センターに対し補助金を交付して、その事業を支援しています。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 いきがい課】</p> <p>本市では、市内における就労支援ネットワークの総合センターの役割を果たす大阪市障がい者就業・生活支援センターを設置し、6つの地域障がい者就業・生活支援センターとこれを統括する中央センターにより、市内7地域で障がいのある方への就労支援を実施しているところです。</p> <p>また、各区保健福祉センターをはじめとした関係機関との連携のもとで地域に根ざした就労支援を行っており、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある人を対象に、就労に関する相談から職場定着に至るまで、就業面及び生活面で一体的な支援を行っています。</p> <p>今後とも、これらの施設や関係機関と連携し、また、地域就労支援事業</p>

とも連携を図りながら、障がいのある方、一人ひとりの状況に応じた就労支援ができるよう努めてまいります。

【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本とし、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある人に対して、自立支援センターへの入所を図り、生活習慣の改善、心身の回復とともに、アセスメントを行い、個々の就業ニーズや職業能力に応じた支援プログラムを設定して各種施策を活用し、就業の機会の確保を図り、安定した雇用の場の確保に努めます。

具体的には、次のような取り組みを行います。

- ・自立支援センターでは、市内の公園・道路等で起居するホームレスのうち、就労意欲・能力がある人等に対して、宿所及び食事を提供するとともに、生活、心身の健康などの相談指導、公共職業安定所との連携のもとで、職業相談・職業紹介等を行うことにより、入所者の就労による自立促進を支援します。
- ・全員が一旦入所するアセスメント型自立支援センターにおいて、個々の状況についてアセスメントを行い、就労自立が適当な人は就労支援型自立支援センターへ転所し、疾病等により、就労自立が困難な人は居宅保護や福祉施設入所、医療機関入院等、個人の状況に応じた支援を行います。
- ・自立支援センターの就労退所者に対し、アフターケアとして職場定着指導を行います。また、再び失業するような場合にも、自立支援センターにおける職業相談機能を活用し、再野宿を予防するための支援を行います。
- ・また、国のホームレス等就業支援事業を活用し、求人情報の提供や請負仕事の依頼を行うなど、民間事業者の協力を得ながら就労機会の拡充に努め、自立支援センターの入所者、あいりん地域の高齢日雇労働者及び住居喪失不安定就労者に対する就業支援等を行います。

【福祉局 生活福祉部 地域福祉課（ホームレス自立支援）】

大阪市では、青年期になっても仕事につかないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者を対象として、相談にのりながら、さまざまなサービスにつなぎ、若者の社会参加に向けた自立を支援することを目的に「若者自立支援事業 コネクションズおおさか」を実施しています。

課題を抱えた若者に、必要な支援に関する情報を届け、個々の状況に応じた支援を行っていくため、地域の身近な就業支援や福祉の相談窓口をはじめとするさまざまな関係機関とのネットワークを形成し、連携を図りな

	<p>がら、若者が次のステップに踏み出せるよう取り組んでまいります。</p> <p>また、大阪市では、母子家庭の母等の就業を支援するため、母子福祉センター大阪市立愛光会館において、母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施しています。同センターでは、雇用先の開拓とともに、就業相談、就業情報の提供、就業支援講習会の実施や無料の職業紹介など一貫した就業支援サービスを行っております。</p> <p>また、より身近な地域で、きめ細かで継続的な就業相談を実施するため、各区保健福祉センターにおいて、週1、2回、ひとり親家庭等就業サポーターによる専門の就業相談窓口を開設しております。月末には、ひとり親家庭等就業サポーター会議を開催し、相談対応の事例等について情報交換を実施し、情報共有を図り、より効果的に支援できるよう努めております。</p> <p>なお、平成26年度からは、全区で週2回の窓口開設を行うとともに、窓口開設日以外のニーズに対応するため訪問相談を実施するなど拡充予定です。</p> <p>ひとり親家庭の自立を支援するため、関係機関と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた就業支援を推進してまいります。</p> <p>【こども青少年局 企画部 青少年課】</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 こども家庭課】</p>
<p><u>(6)生活困窮者支援の充実・強化について</u></p> <p>生活困窮者対策活困窮者対策⁷について、平成24年度で終了した各市のパーソナル・サポートモデル事業⁸を十分検証し、新たに平成25年度中に検討される、中間的就労にむけた国の「生活困窮者自立促進支援モデル事業⁹」に対応するよう、支援体制を確立すること。</p>	<p>大阪市においては、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者支援の制度化に寄与することを目的として平成25年度から「生活困窮者自立促進支援モデル事業」に取り組んでいます。</p> <p>平成26年1月から3区において自立相談支援モデル事業、就労準備支援モデル事業を実施するとともに、中間的就労に向けても、福祉局において支援つきの就労訓練の場を社会福祉法人等の自主事業として実施する事業者の参入促進を図るための啓発活動を進めることとしています。</p> <p>平成26年度も引き続き国の動向に注視しながら、モデル事業を継続実施し、平成27年度からの新制度の円滑な実施と、生活困窮者支援の充実・強化を図ります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 地域福祉課】</p>
<p><u>(7)メンタルヘルスやハラスメントの相談機能強化について</u></p> <p>連合大阪や大阪府総合労働事務所、大阪労働局に寄せられる労働相談において、相談件数は減少傾向にあるが、近年「職場のいじめ・嫌がらせ」に関する</p>	<p>近年、過酷な労働により若者の「使い捨て」が疑われる企業が社会問題となっていることから、平成25年5月に国は、若者の活躍推進の観点から、「過重労働や賃金不払残業など若者の使い捨てが疑われる企業について、推進体制、情報発信、監督指導等の対応策を強化する」などの日本再興戦略を閣議決定しました。</p> <p>こうした中、平成25年12月には、大阪労働局長を本部長として市、府などの行政機関や経済界、労働界等で構成されている「大阪新卒者就職応援本部」の会合において、長時間労働の抑制をはじめとした職場環境の改善にむけて、各構成団体に周知・啓発の協力依頼が行われ、取り組んでいる</p>

<p>ハラスメント相談が増加している。また、職場におけるメンタルヘルスの問題も増加していることから、早期発見にむけた啓発活動と相談機能を強化するとともに、労働基準監督署と連携し、マニュアル・ガイドライン等による啓発活動を強化すること。</p>	<p>ところです。</p> <p>本市においては、職場における労働相談について、本市ホームページや機関誌「しごと情報ひろば」を活用して各種相談窓口や対応など周知・啓発に努めているところです。</p> <p>引き続き、関係機関とも連携し、周知・啓発に取り組むとともに、「しごと情報ひろば」における職業相談等を通じて適切な助言や情報提供等に努めてまいります。</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p><u>(8)仕事と生活の調和推進にむけて</u></p> <p>女性の雇用状況において、特に大阪は、出産・子育て期に低下する M 字カーブ¹⁰の谷が全国平均より深い、就業希望者は全国平均より高くなっている。連合が実施した「マタニティ・ハラスメント¹¹」の調査からも、働きながらの子育てを希望している在職者が 8 割近くを占めることから、大阪府で取り組んでいる「男女いきいき・元気宣言¹²」登録事業者を増やす取り組みを、市町村においても強化すること。また、労働局と連携し「くるみん」マーク¹³の認定について企業へ周知すること。</p>	<p>大阪市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「大阪市男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年1月から施行しております。</p> <p>また、本条例に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年を計画期間とする「大阪市男女共同参画基本計画－大阪市男女きらめき計画－」を平成18年3月に策定し、平成23年3月に改訂いたしました。</p> <p>計画後半期(平成23年度～平成27年度)の重点的取り組みとして、「仕事と生活の調和」等を掲げており、啓発冊子、リーフレット、啓発パネル等の啓発資料等を作成するとともに、男女共同参画情報誌「クレオ」やホームページなどにおいて、仕事と生活の調和にかかわる情報発信を行っております。</p> <p>平成25年7月には、女性はその能力を十分に発揮し、いきいきと活躍するため、「女性の活躍促進プロジェクトチーム」を設置し、平成25年10月には、女性の活躍促進の取組みを積極的に進めるため、女性活躍促進担当部長、担当課長を設置し、体制を強化しています。今後、大阪府や労働局とも連携をしつつ、女性の登用や女性が働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を認証する制度の確立など、就労の場における働く女性を支援していくこととしております。</p> <p>【市民局 ダイバーシティ推進室 男女共同参画課】</p>
<p>2. 経済・産業・中小企業施策</p> <p><u>(1)関西イノベーション国際戦略総合特区による産業集積について</u></p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区¹⁴を核とした成長産業における税</p>	<p>これまで、「関西イノベーション国際戦略総合特区」では第8次総合特区計画までで43プロジェクトの認定を受け、関西6自治体（京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、神戸市）をはじめ、関西の産学官が連携し、着実に各種特区事業を推進しております。</p> <p>また、本市では、市内の「関西イノベーション国際戦略総合特区」における地方税を最大ゼロにするインセンティブ制度を平成24年12月に導入し、平成26年1月末現在で6件の事業計画を認定しております。</p> <p>さらに、大阪府と合同で「大阪特区プロモーションセミナー」を大阪と東</p>

<p>制上の優遇措置をアピールし、国内外から産業集積の維持・拡大にむけた環境整備を強化すること。</p>	<p>京において開催し、企業等に対して、特区内での税制優遇や規制緩和措置等のさまざまなメリットなど、総合特区制度やインセンティブ制度のプロモーション等を進めているところです。</p> <p>今後とも、総合特区制度や地方税が最大でゼロとなるインセンティブ制度を活用し、環境・新エネルギーやライフサイエンスなどの成長産業分野の企業等のさらなる集積を図ってまいります。</p> <p>【経済戦略局 企業立地部 企業立地課】</p>
<p><u>(2)企業の流出防止と企業誘致について</u></p> <p>大阪府では平成 23 年に引き続き、本社転出企業数が転入を上回り、前年を超える企業が移転している。本社や事業所移転を食い止める大胆な企業立地補助や優遇税制施策を講じ、企業の流出防止と参入の促進から経済の活性化をはかること。</p>	<p>本市では、在阪企業の本社機能流出対策として、大阪を本拠として活動する主要企業との関係を構築し、企業が抱える課題や要望に対応することによって、大阪で継続的に活動してもらえる環境づくりを目指すため、経済戦略局を中心として企業訪問やメールマガジン等による情報発信を実施しております。</p> <p>また、市内企業の取引機会の拡大及び新産業の育成・振興、雇用機会の創出など、大阪経済の活性化に資することを目的に、大阪府、大阪商工会議所等経済団体とも連携しながら、国内外企業の誘致活動を積極的に進めております。</p> <p>今後とも、関係機関と連携し、国内外への積極的なプロモーション活動を行うとともに、環境・新エネルギーやライフサイエンスといった重点分野を対象とした「関西イノベーション国際戦略総合特区」のインセンティブ制度を活用するなど、企業等の本社や工場、研究施設の集積促進に努めてまいります。</p> <p>【経済戦略局 企業立地部 企業立地課】</p>
<p><u>(3)アジアと関西を結ぶ中継都市戦略と観光産業の強化について</u></p> <p>①ハブ化にむけた機能強化</p> <p>阪神港については、3 年間の社会実験として大阪府港湾施設条例に基づき使用料の減免措置を実施しているが、その効果を検証し集荷機能強化の一環として西日本の内航ハブ港をめざし定期航路網の充実・強化に取り組むこと。</p>	<p>釜山港等アジア諸国の港湾との国際的な競争がますます激化するなか、コンテナ港湾について、更なる「選択」と「集中」により国際競争力を強化するため、大阪港は、平成22年8月に、阪神港（大阪港・神戸港）として、京浜港とともに国際コンテナ戦略港湾に国土交通省から選定されております。</p> <p>国際コンテナ戦略港湾である阪神港の戦略としましては、</p> <p>①集荷機能の強化</p> <p>②産業の立地促進による創貨</p> <p>③民の視点から阪神港のコンテナターミナル全体を一元的に経営する港湾経営主体の確立</p> <p>を実現することとしており、大阪港においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型内航コンテナ船の入港料及び岸壁使用料へのインセンティブの導入 ・大型外航コンテナ船の入港料へのインセンティブの導入 ・大阪港モーダルシフト補助制度の創設 ・阪神港国際コンテナ戦略港湾推進事務局の開設 ・阪神港での共同ポートセールス <p>等の取組みを、本市及び大阪港埠頭株式会社、神戸市、神戸港埠頭株式</p>

	<p>会社等と連携して実施しております。</p> <p>これらの取り組みを推進することにより、大阪港への集貨を促進し、「阪神港の国際ハブ化」の実現を目指します。</p> <p>外国人観光客に関西の魅力を十分に伝えるために重要な役割を果たす通訳案内士の育成事業を、関西広域連合の広域観光・文化振興局においてすすめています。</p> <p>【港湾局 計画整備部 戦略港湾担当】</p>
<p>②観光産業の活性化について</p> <p>観光産業の活性化と集客力向上に向けては、観光都市に相応しい街づくりと合わせて国内外の観光客のニーズに応えた基盤整備をはかること。また、経済界との官民一体となった大阪観光局¹⁵を設置されたが活性化に向けた具体的な施策を示すとともに、周遊型・都市型の付加価値の高い観光ルートの開発や観光資源のPR強化、観光名所への行き先案内、ループバス等の情報提供サービスや交通ネットワークを充実させること。</p>	<p>大阪市・大阪府・経済界が一体となり観光振興のプロ組織として平成25年4月に大阪観光局を発足させました。</p> <p>大阪観光局では、府市共通の戦略である「大阪の観光戦略」により、とりわけ海外からの集客力向上をめざした各種事業を展開しています。</p> <p>観光資源や観光情報を満載した「公式ガイドブック」をはじめとした独自のPRツールの作成を行っているほか、ホームページ「OSAKA-INFO」での多言語による観光情報の発信及びFacebookやTwitterなどのSNSを活用して魅力の発信をすることで国内外の観光客に大阪の魅力が直接伝わるよう努めています。</p> <p>また、プロモーションを通じて国内外の旅行関係者等へも大阪の魅力を訴求することで大阪の注目度を高め、旅行商品造成に結び付くよう働きかけを行っています。</p> <p>さらに、来阪された観光客の方がスムーズに目的地へ辿りつけるように市内に設置している観光案内板を定期的に改訂するとともに、お得な周遊チケット等のPRにも努めているほか、大阪を訪問する外国観光客向けに無料Wi-Fi環境の整備をしているところです。</p> <p>今後とも引き続き、大阪観光局による大阪の観光魅力の発信の強化や情報提供サービスの充実により、戦略的に観光集客を推進してまいります。</p> <p>【経済戦略局 観光部 観光担当】 【経済戦略局 観光部 観光施策担当】</p>
<p>(4)中小企業の積極的な支援について</p> <p>中小企業の経営基盤を強化し、中小企業が保有する技術・技能を活用することがものづくりの維持・強化と雇用の確保に繋がることから、技術・技能の伝承が行える施策を構築すること。また、「ものづくり B2B ネットワーク¹⁶」による企業紹介件数は年々増加しているが、紹介</p>	<p>本市では、中小企業支援センターである大阪産業創造館において、経営相談室（あきない・えーど）を設置し、中小企業が抱える各種経営課題のご相談に応じるほか、ものづくり企業における経営力の強化に焦点をあてたセミナーなどを開催し、中小企業ニーズに沿った支援施策を展開しております。</p> <p>また、大阪市立工業研究所においては、技術相談や依頼試験分析、受託研究などを通じて中小企業の技術的な諸課題の解決や新たな技術・製品開発等の支援を行っております。</p> <p>さらに、中小企業で働く優秀な技能者を表彰する「大阪市中心企業技能功労者表彰」や、人材確保をめざす企業と工業高校の進路担当者等との交流会も行うなど、中小企業の技術・技能の伝承に繋がる様々な施策を実施しております。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 地域産業課】</p>

<p>後のマッチングに至った件数についても把握すること。</p>	<p>【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>
<p><u>(5) 中小・地場企業への融資制度の周知について</u></p> <p>数多くある中小企業向け融資制度の中でも、「経営安定資金」と「小規模資金」の利用が多く見られるが、新たに創設された「経営力強化資金」の利用が少ないことから、市町村において広く周知すること。</p>	<p>本市では、市内中小企業者の資金調達の円滑化を図るとともに、その振興、発展を支援するため、中小企業者が必要とする事業資金を大阪市信用保証協会の保証を付けて融資する各種制度融資を実施しております。</p> <p>経営力強化融資につきましては、国が平成24年10月に創設した経営力強化保証に対応し、平成25年2月に本市の制度融資として創設したものであり、国が認定する税理士などの認定経営革新等支援機関や金融機関の支援を受けながら事業計画を策定し、経営力の強化を図る中小企業の資金調達の円滑化を支援しております。</p> <p>本市の制度融資メニューにつきましては、本市ホームページ、制度融資取扱金融機関及び区役所などを通じて、広く中小企業者に周知しております。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 金融課】</p>
<p><u>(6) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について</u></p> <p>府内市町村において、総合評価入札制度の導入が進んでいない状況にある。早期に拡充できるよう取り組みを強化すること。また、公契約条例ならびに公共サービス基本条例の制定にむけた取り組みを推進すること。</p>	<p>最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。</p> <p>一方で、本市の契約においては、業務委託の入札の方法として、雇用の確保をはじめ環境への配慮など価格以外の要素を考慮しつつ、最も有利な相手方を落札者とする総合評価一般競争入札制度を一部導入することにより、政策課題の解決に寄与するとともに、ダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果을あげているところです。</p> <p>また、今後より一層の施策の推進とダンピング受注の防止及び品質確保を図るため、平成26年1月1日以降契約分からは、その適用範囲をさらに拡充し、原則として予定価格1,500万円以上の庁舎清掃業務委託契約及び病院清掃業務委託契約としており、必要に応じてこうした制度の活用を検討してまいりたいと考えております。今後とも、公契約に関する国の動向も注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。</p> <p>【契約管財局 契約部 契約制度課】</p>
<p><u>(7) 下請二法の順守とガイドラインの周知について</u></p> <p>中小企業の拠り所となる下請けかけこみ寺¹⁷の相談件数が依然として高くなっている。下請二法や下請ガイドライン等を周知・徹底し、下請取引適正化推進の啓発等、監督行政と連携をはかり適切な行政指導を行うこと。</p>	<p>本市では、親事業者を対象に、文書により下請中小企業への発注業務量の拡大と下請取引の適正化のよびかけを定期的に行っております。</p> <p>また、大阪産業創造館の経営相談室（あきない・えーど）では、中小企業診断士等の相談員が常駐して、下請中小企業の相談に応じ、相談内容によっては、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家による専門相談（事前予約制）も行っております。</p> <p>今後も、近畿経済産業局等の関係機関との連携や情報交換等に努めてまいります。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>

<p>(8) 非常時における事業継続計画 (BCP) について</p> <p>事業継続計画 (BCP) ¹⁸ については東日本大震災以降注目を集めているが、中小企業への普及率がまだまだ低い状況にある。専門アドバイザーを置くなど広く周知・徹底すること。また、市町村の BCP について未策定の場合は、早急に策定するよう取り組むこと。</p>	<p>業務継続計画 (BCP) については、大規模災害発生時に災害対応を行いつつ、通常業務を速やかに回復させるために、どのように対応していくかを示すべきものであり、地域防災計画に定める災害応急対策と通常業務のうち優先して実施すべき業務を合わせた、非常時優先業務を継続もしくは早期復旧できるよう作成するものであります。</p> <p>本市では、現在、南海トラフ巨大地震の被害想定等を踏まえ地域防災計画の改訂について検討を進めています。そのため、業務継続計画 (BCP) は、地域防災計画の改訂を踏まえ、早急に策定してまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>本市では、大阪産業創造館を通じて、中小企業に対する各種支援事業を実施しており、経営に関するセミナーや交流会、また社会ニーズやトレンドに関する情報発信を行っております。</p> <p>その一環として、BCP関連のセミナーを開催するほか、経営相談室 (あきない・えーど) におきましても、BCPに詳しい専門家が相談に応じており、今後も引き続き、こうした支援事業を通じて広く周知等に努め、中小企業の取組みの促進につなげてまいります。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 企業支援課】</p>
<p>3. 福祉・医療・子育て支援施策</p> <p>(1) 地域医療の拡充について</p> <p>① 医療の整備目標策定</p> <p>大阪府保健医療計画 ¹⁹ (平成 25 年度～29 年度) に基づき、前期計画で課題が残っている 5 疾病 (ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患) 対策については、目標値の設定を行い重点的に取り組むとともに、4 事業 (救急医療・災害医療・周産期医療・小児救急を含む小児医療) および在宅医療も、PDCA サイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めること。</p>	<p>大阪府保健医療計画では、保健医療提供体制を確保するにあたり、5 疾病 4 事業および在宅医療の分野について、それぞれの医療機能を明示するとともに、取り組み方向および目標を定め、PDCA サイクルを効果的に機能させながら取り組みを進めております。</p> <p>大阪市における 4 疾病 (ガン・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病) 対策については、大阪府保健医療計画の圏域版の中で、大阪市の状況、課題及び取り組み内容をそれぞれの疾病ごとに記載し、重点的に各対策を進めています。精神疾患については、大阪府が 1 つの圏域となっており、府域版の中で課題、取り組み内容を記載し、大阪府と連携し対策を進めています。これらの進捗状況については毎年、基本医療圏 (東・西・南・北) ごとに保健医療協議会を開催し、学識経験者等から意見を伺い、施策検討に還元しております。</p> <p>次に、休日・夜間の初期救急医療 (小児含む) 体制としては、6 ヶ所の休日急病診療所において休日 (年末年始を含む) 昼間の内科・小児科の診療を実施し、中央急病診療所においては 365 日夜間の診療 (内科・小児科) と、休日の昼間帯と 365 日準夜帯の眼科・耳鼻咽喉科の診療を実施しています。本体制の円滑な運営を図るため、休日及び夜間急病診療所運営委員会を設置し整備・充実に努めております。また、大阪府において小児救急電話相談を設置し、小児医療の体制整備に取り組んでおります。</p> <p>周産期における救急医療体制については、大阪府、堺市と共同し大阪府医師会をはじめ医療機関の協力を得て、妊娠、出産から新生児を対象とし</p>

	<p>た緊急搬送体制の確保や24時間体制で高度な医療に対応可能な周産期緊急医療体制を整備し、その効果的な運用のために周産期医療委員会を設置し、周産期緊急医療体制の整備・充実に努めております。</p> <p>災害医療に関しては災害発生時に市災害対策本部が設置された場合、救急医療調整班を設置し、医療機関や医療救護班の調整、緊急輸送の調整、医薬品・資機材等の広域調達・調整を行うこととしています。また、協定にもとづき医療救護や医薬品の確保に関する関係機関との協力体制を整備しています。一方、平時から災害発生時に速やかに行動に移せるよう訓練を実施し、訓練で得た課題や問題点を検証し、適宜マニュアル等の改訂を行っています。</p> <p>在宅医療においては、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護士などの医療福祉従事者がお互いの専門的な知識を活かしながらチームとなって患者・家族をサポートしていく体制の構築を目的とし、現在各地域において多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成の研修が行われているところです。</p> <p>今後とも、各事業についてPDCAサイクルを効果的に機能させながら、大阪府はもとより大阪府医師会をはじめとする関係団体と連携し、取り組みを進めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【健康局 健康推進部 健康施策課】</p>
<p>②がん検診率の向上</p> <p>大阪府においては、がんが死亡原因の第一位で、3人に1人ががんにより亡くなっている。さらに、市町村における各がん検診の受診率（平成22年度）は5.4%（胃がん検診）～21.7%（子宮頸がん検診）となっており、がん予防を推進するための特定検診をはじめ、検診率向上の有効的な施策を講ずること。</p>	<p>本市では、がん検診をより多くの市民の方が受診していただけるようさまざまな広報を行うとともに、受診しやすい環境づくりに努めております。</p> <p>例えば、特定の年齢の方のがん検診受診勧奨を送付したり、ホームページにて女性医師・技師対応の医療機関や車椅子対応の医療機関を案内したり、協会けんぽを通じたビラ等の配布をするなど情報提供に努めております。</p> <p>また、保健福祉センターでの検診では、土曜日・休日の検診を拡充し、受診希望の多い胃がん・大腸がん・肺がんのセット検診を基本とするほか、子育て世代も受診しやすいように保育付検診を行うなど、受診しやすい環境整備を行っております。</p> <p>今後とも、より多くの市民の方が受診していただけるようわかりやすい広報等を行い、受診率向上に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">【健康局 健康推進部 健康づくり課】</p>
<p>③不妊症・不育症の負担軽減</p> <p>不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部助成を拡充させること。また、妊娠しても流産や死産を繰り返す不</p>	<p>本市では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精などの医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成する事業を、国の基準に基づいて平成16年度から実施しております。</p> <p>現在の厳しい財政状況においても、国基準に基づく助成事業を維持するため、年々増加している助成件数に対応する予算の確保を行っております。</p> <p>不育症治療につきましては、不育症で悩むご夫婦にとって経済的負担が大きな状況となっており、国において平成24年1月からへパリンカルシウム</p>

<p>育症²⁰治療に対する助成制度を確立すること。さらに、不妊治療や不育症治療は精神的負担も大きいことから、カウンセリング機関・窓口を充実させ、広く周知すること。業事業主に広く周知・徹底すること。</p>	<p>製剤の在宅自己注射について保険適用が開始されるなど、少しずつではありますが改善が図られております。</p> <p>専門相談窓口としては、大阪府不妊専門相談センターにおいて不妊・不育にまつわる電話相談が行われており、市民の方が利用していただくことが可能となっております。本市では、専門的窓口を設けておりませんが、各区保健福祉センターにおいて上記専門相談窓口の紹介や健康相談を行っております。</p> <p>【こども青少年局 子育て支援部 管理課】</p>
<p>(2)医療・介護サービスの連携と強化について</p> <p>①地域包括ケアシステムの確立</p> <p>地域包括支援センター²¹の機能や役割を強化し、住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ間なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム²²」を確立すること。また、各市町村に設置する「地域包括支援センター」の運営体制の整備と財政基盤の強化から地域支援事業内容の拡充をはかること。</p>	<p>地域包括ケアの実現のために、地域包括支援センターはこのネットワーク構築の中心的役割を担っていくこととなっております。そのためには、区（市も含む行政）、関係機関や関係団体、住民等が地域包括支援センターと共に考え、協働で構築していく必要があり、それぞれの地域において効果的な取り組みを区全体で検討していくことが重要であり、そのためには区（市）の地域包括支援センター運営協議会（以下、運営協議会という）の果たす役割が大きいと考えております。</p> <p>そこで本市としましては、市・区の運営協議会の内容等を拡充させていくためのマニュアル等も作成しながら、地域特性に応じた地域包括ケアの実現を、区の関係機関が地域包括支援センターとともに目指していけるよう、支援してまいります。</p> <p>一方、地域包括支援センターの事業計画や収支予算、収支決算などのセンターの運営に関する事項は、運営協議会の議を経なければならないとなっております。運営協議会の議を経て、地域包括支援センターと連携した相談窓口として設置しています総合相談窓口（ブランチ）の機能強化を平成25年度より図ってきたところです。</p> <p>しかしながら、単身高齢者や高齢者世帯の割合が他都市と比べ高い本市では、認知症高齢者や虐待事例の増加に伴い、複雑・困難な事例が質・量ともに増加し、高齢者やその家族のニーズも多様化するなど、地域包括支援センターの業務はより重要性を増してきている状況から、地域包括支援センターの運営体制等の充実につきましては、引き続き運営協議会において検討してまいりたいと考えております。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課（在宅支援）】</p>
<p>②介護事業者に対する指導・監査の連携強化</p> <p>介護事業者に対する指導・監査について大阪府との連携を強化すること。また、事業者に対しては労働関係法規・通達の遵守を周知・徹底するとともに、労働者の賃金が最低賃金を</p>	<p>平成24年度から、大阪市内に所在する介護事業者の指導・監査につきましては、大阪府から権限移譲を受け、大阪市内において実施し、必要に応じて大阪府と連携しております。</p> <p>事業者への集団指導において労働基準監督署から講師を招いて講義を行うなど、労働関係法令の遵守につきましても、事業者への周知に努めております。</p> <p>実地指導において労働関係法令への違反が疑われる場合は、事業者に対し、労働基準監督署に指示を仰ぎ、その指示に従うよう、指導をしております。</p>

<p>下回るなど法令違反が見られる場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施すること。</p>	<p>【福祉局 高齢者施策部 介護保険課】</p>
<p>③認知症対策の充実</p> <p>認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)に基づき、「早期診断・早期対応」の取り組みとして、かかりつけ医認知症対応力向上研修や認知症サポーターの養成等を実施しているが、新たに設置された「認知症初期集中支援チーム」が実施するモデル事業の動向についても注視すること。</p> <p>また、認知症を標的にした詐欺が発覚していることから、成年後見制度^{2,3}を活用することにより被害を防げる等の啓発活動を強化すること。</p>	<p>認知症の早期診断、早期対応を行うためには、地域での医療の窓口である「かかりつけ医」の認知症理解をより深めるとともに、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターとの連携が重要であると認識しています。</p> <p>そこで、本市では、認知症を早期に発見し、早期診断・治療、適切なケアがスムーズに受けられるよう、認知症疾患医療センターやサポート医、かかりつけ医などの医療と地域包括支援センターや介護福祉施設などの介護・福祉の関係機関等が連携した支援体制の強化を推進するとともに、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを養成するなど、地域における支援体制の構築を進めております。</p> <p>また、国においては早期診断、早期対応の取り組みとして「認知症初期集中支援チーム」の設置を認知症施策推進 5 か年計画(オレンジプラン)に盛り込んでおり、本市としても、国の動向を注視しつつ、認知症の早期発見、早期診断、早期対応の取り組みに努めてまいります。</p> <p>【福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課】</p>
<p><u>(3)障がい者に対するサービス充実と権利擁護の確立について</u></p> <p>①障がい福祉サービス基盤の整備</p> <p>大阪府障がい者計画の策定においては、障がい者の置かれている事情や環境を正確に把握するとともに、同計画に基づいて地域における障がい福祉サービス基盤を整備すること。また、市町村が実施する地域生活支援事業として、1) サービス提供者などに対する研修および啓</p>	<p>サービス提供者などに対する研修及び啓発事業につきましては、大阪府においてサービス管理責任者等研修が実施されているところです。本市福祉局においては、障がい者を取り巻く課題についての正しい理解と認識を深めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、大阪府、府下市町村と合同で毎年「大阪ふれあいキャンペーン」の実施や、「障がい者週間」における市役所庁舎でのパネル展示等、広く市民の関心を喚起する機会の創出に取り組んでいるところです。今後とも、機会あるごとに障がいや障がいのある方に対して市民意識の高揚を図っていくため、啓発活動に努めてまいります。</p> <p>また、本市では、国の補助金制度を活用し、「身体障がい者社会参加促進事業」において肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいのある方やその家族が地域での文化、スポーツ活動を通じて自立と社会参加を促進することに対し、障がいの特性に応じて、体力増強、交流、余暇等に資するための機会を提供しております。</p> <p>【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】</p>

<p>発事業、2) 障がい者や家族などの活動に対する支援事業、3) 後見制度に関する人材の育成や研修事業等を追加し、これらに必要なサービス量が確保されるための財源措置は国が講ずるので大阪府へ働きかけること。</p>	<p>本市では、平成19年度より「大阪市成年後見支援センター」（権利擁護相談支援サポートセンター事業）を設置して、成年後見制度に関する専門相談や家庭裁判所への申立ての支援、成年後見制度にかかる広報・啓発を実施するとともに、第三者後見人の担い手の裾野を広げ、地域福祉の視点から身近な「市民」という立場で後見活動を行う「市民後見人」を養成する講座を開設しています。</p> <p>また、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が、成年後見制度を的確に利用できるよう、地域において相談支援を行う事業所に対する研修会も実施しているところです。</p> <p>今後とも、成年後見制度の普及・啓発に向け、引き続き事業を実施してまいります。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 地域福祉課（相談支援）】</p>
<p>②サービス利用計画案に基づいた相談支援体制の強化について</p> <p>障がい者本人の希望を尊重して作成されたサービス利用計画案²⁴に基づき、支給決定が行われるよう相談支援体制を確立すること。そのためには、相談支援専門員の養成や相談支援事業所の拡充等を計画的に行うこと。</p>	<p>障がいのある方の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境、障がい福祉サービス等の利用に関する意向等を勘案し、利用する障がい福祉サービスの種類や内容などを定めたサービス等利用計画案を作成することとなっています。</p> <p>計画相談支援については、段階的に対象者を拡大し平成26年度末までに障がい福祉サービス又は地域移行支援を利用する全ての対象者に実施できるよう相談支援の提供体制を整備することが求められていますが、対象者の拡大に当たっては相談支援の提供体制の整備が急務であると認識しています。本市では、障がい福祉サービス事業者等を対象に事業説明会を実施し、また、各区の自立支援協議会等でも、区内の事業者に対し説明会を実施するなど、積極的に本事業への参入を働きかけています。今後も、引き続き働きかけを行っていくとともに、都道府県が行う相談支援専門員の養成についても、強く関わりを持つことにより、相談支援の提供体制を整備してまいりたいと考えております。</p> <p>【福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課】</p>
<p><u>(4)生活保護制度について</u></p> <p>依然厳しい雇用情勢の中で、失業や住居の喪失と母子世帯や高齢単身世帯が多いことなど大都市の特性を踏まえ、生活保護を必要としている人が確実に受給できる運営体制の改善・充実をはかるとともに、不正受給への対応については適正に行うよう求</p>	<p>本市として、真に必要な方には適切に保護を実施するとともに、制度の信頼を揺るがす不正には厳正に対応するなど、生活保護の適正化に努めているところです。</p> <p>また、副市長をトップとした「生活保護適正化連絡会議」において、適正化の取り組みを通じて明らかになった制度の課題や問題点をはじめ、生活保護行政の検証・検討を行い、生活保護制度の抜本的改革をあらゆる機会を通じて国に対して提案・要望しています。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 保護課】</p>

<p>める。また、大阪市として制度全般にわたっての検証と課題整理をはかるよう求める。</p>	
<p><u>(5)「子ども・子育て会議」の設置について</u></p> <p>子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年度から新たな子ども・子育て支援制度が本格施行される。具体的には「子ども・子育て会議」で議論されることから、各市町村においては労使代表や保護者代表等参画のもと、十分に実態・ニーズ調査を行った上で実効ある事業計画を策定すること。</p>	<p>本市におきましては、子ども・子育て支援法第77条に規定する合議制の機関として、平成25年度より、こども・子育て支援会議を条例設置（平成25年4月施行）したところです。その会議の委員は、有識者や公募による市民委員はじめ労働者代表、子ども・子育て支援に関する関係団体の代表者等で構成しております。</p> <p>こども・子育て支援に関するニーズ調査につきましては、国が示した調査票の案に基づき、大阪府とも調整を行い、本会議において頂いたご意見を踏まえ、調査票を決定し、平成25年10月に実施しました。また、子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村において定めるものと規定されております。本市におきましても、調査結果及び本会議において頂いたご意見を踏まえ、今後示される国の指針に基づき、策定してまいります。</p> <p>【こども青少年局 企画部総務課（企画）】</p>
<p><u>(6)待機児童の解消について</u></p> <p>2013年4月1日現在で認可保育所に入れない待機児童が存在することから、早期解消と保護者の経済的負担軽減のため、大阪府段階でも十分な財源を確保するよう働きかけること。合わせて、市町村の地域実態に応じた子育て支援施策を拡充するなど、大阪府と連携を強化し取り組むこと。</p>	<p>本市の保育施策を推進するにあたっては、公立・民間双方が相まって、待機児童の解消をはじめとする多様な保育ニーズに対応しております。</p> <p>今後とも、地域の保育ニーズを見極めつつ、特に低年齢児の入所枠の拡大など、様々な方策を検討していきたいと考えております。</p> <p>また、保育料につきましては、児童福祉法第56条の規定に基づき、家計への影響も考慮しながら、年齢等に応じた保育の実施に要する費用を基礎として、前年の所得税額及び前年度の市民税額に応じて設定した額を負担いただいているところです。</p> <p>本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国が定める保育料に比して概ね3割軽減しております。</p> <p>また本市では、多様化する保育需要に対応するため、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの拡充に努めるとともに、子育て活動支援事業、地域子育て支援拠点事業など在宅子育て家庭への支援にも努め、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図っております。</p> <p>【こども青少年局 保育施策部 保育企画課】 【こども青少年局 子育て支援部 管理課】</p>
<p><u>4. 教育・人権・行財政改革施策</u></p> <p>4-1 教育施策</p> <p><u>(1)35 人学級の実施にむけて</u></p>	<p>いじめや不登校問題などの解決を図るため、全市立中学校（130項）に臨床心理士などをスクール家運セラーとして週1日配置し、幼児・小学生・中学生・高校生やその保護者へのカウンセリング及び教職員への助言を行っています。</p> <p>また、平成22年度は10中学校、平成23・平成24年度は40中学校、平成25</p>

<p>きめ細かな指導が可能となるよう小学校 1・2 年生のみならず、対象学年を拡大し、子どもたちが安心して落ち着いた学校生活を送れるよう 35 人学級編制に取り組むこと。合わせて、いじめなどの問題もあることから教員やスクールカウンセラー²⁵・ソーシャルワーカー²⁶を増やし、指導が行き渡る体制を確立すること。</p>	<p>年度は49中学校において週2日の配置とし、うち1日は校区の小学校へ派遣しています。</p> <p>なお、それ以外に児童・生徒の事故等に際しまして、当該校にスクールカウンセラーを緊急派遣することもございます。</p> <p>【こども青少年局 こども相談センター】</p> <p>いじめ問題等、子どもが抱える様々な課題の背景には、子どもの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校などの環境の問題が複雑に絡み合っており、教育のみならず福祉など多方面から総合的に対応していく必要があると考えております。</p> <p>教育委員会といたしましては、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを要請のあった学校園に派遣し、子どもがおかれた環境へ働きかけたり、関係諸機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っております。</p> <p>今後も引き続き、関係局・関係機関との連携・協力を図りながら、いじめ問題等への取組の充実に努めてまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部中学校教育担当（生活指導）】</p>
<p><u>(2) 給付制奨学金制度の改善について</u></p> <p>日本学生支援機構奨学金の併用者（第一種と第二種両方の奨学金を貸与される者）に所得連動型²⁷の返還制度を導入するよう国に対して働きかけること。</p>	<p>日本学生支援機構奨学金については、国の制度であり、教育委員会事務局において所管はございませんので、回答できません。</p> <p>【教育委員会事務局 総務部 総務課】</p>
<p><u>(3) 労働教育・社会教育の推進にむけて</u></p> <p>幼児期から高等教育段階までのすべての教育課程で「労働の尊厳」を深く理解し行動するための労働教育を行い、勤労観・職業観を養うこと。また、すべての子どもたちが、学校教育において社会保障や税、労働法などに関する知識や、職業体験等を通じて</p>	<p>本市では、社会的・職業的自立に向け、子どもの勤労観・職業観等を育てるため、子どもたちの発達段階に応じて体系的・系統的なキャリア教育を推進しております。</p> <p>各小中学校、及び各特別支援学校においては、「キャリア教育」の全体計画及び年間計画等を作成し、子ども達の発達段階及び学校や地域の実態に応じて取り組みを進めています。小学校（含む特別支援学校小学部）では職業講話・職場見学等、中学校（含む特別支援学校中学部・高等部）においては、職場体験学習等、実践的・体験的な活動を重視し取り組んでいます。</p> <p>高等学校においては、勤労観の育成や労働法などの知識の習得のため、「働く若者のハンドブック」等を活用した職業指導を行っています。また、インターンシップへの積極的な参加を奨励し、生徒の職業意識の啓発推進</p>

<p>より働くことを学ぶ機会を拡充すること。</p>	<p>を図っています。</p> <p>職業に関する専門学科等を設置する高等学校においては、ビジネスプランコンテストへの参加、企業と連携した商品開発、販売実習、ものづくり体験教室の開催など、各校の特色を活かした専門教育の中で、さまざまなキャリア教育に取り組むことにより、生徒の自己実現を支援しています。</p> <p>また、社会保障や税、労働法などは、各学校段階の教科学習で取り組み、「税の作文コンクール」に参加するなど、生徒の税に関する関心を高める取り組みも行っています。</p> <p>教育委員会といたしましては、今後も引き続き、キャリア教育の推進に向け、各校園で創意工夫し、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、校園のカリキュラム、教育活動全体に位置付けた取り組みが進むよう支援してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 中学校教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 初等教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当】</p>
<p><u>(4)府立高校の再編整備について</u></p> <p>府立高校の再編整備にあたっては、活力ある学校づくりを進める観点から「府立高等学校再編整備方針」が策定された。本方針を踏まえ、平成26年度から平成30年度までの5年間に行う教育内容の充実と学校の配置に係る再編整備の年次計画が平成25年度を目途に策定される。その内容等については、当時者である中学生や中学生保護者に対して丁寧に周知すること。また、中学校の進路指導の負担とならないよう大阪府と連携し対策を講じること。</p>	<p>大阪府教育委員会と大阪市教育委員会は、多様な課程や学科等を備える高等学校教育について、広域的な視点で対応する方がより効果的・効率的であるという観点から、「府立高等学校再編整備方針」の具体化にあたっては、大阪市立の高等学校も府と同じ考え方に沿って検討することが必要と考え、平成25年11月22日に「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」を策定いたしました。</p> <p>再編整備の実施対象校の決定公表にあたっては、中学生に与える影響を考慮し、適切な周知期間を設けたうえで、進路選択や進路指導の実態を踏まえ情報提供を行ってまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 高等学校教育担当】</p>
<p>4-2 人権施策 <u>(1)ハラスメント・人権侵害等に関する取り組み強化について</u></p>	<p>人権教育・啓発については、平成21年2月に策定した「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力（エンジン）として継続的・総合的に推進し、また「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え（エアバッグ）と</p>

<p>市民のあらゆる人権侵害を速やかに救済するため、ドメスティック・バイオレンスやハラスメント、セクシュアル・マイノリティ²⁸など、相談対応の機能充実にむけて施策を講じること。</p>	<p>なるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。</p> <p>人権相談につきましては、市民にとって身近な区役所において平成14年9月から人権相談窓口を開設し、人権侵害をはじめとした様々な人権問題について、情報の提供と相談に応じています。</p> <p>平成24年度の相談実績としては133件の相談があり、相談内容としては、セクハラに関する相談、障がい者に対するいじめの問題、パワハラ等の労働に関する相談や騒音被害を訴える近隣問題でのトラブル等の相談が寄せられており、複合的な課題がある場合やどこに相談すればよいのかわからない場合等の窓口としての役割も担っています。</p> <p>さらに、平成22年4月から人権啓発・相談センターにおいて専門的な知識を備えた専門相談員を配置し、市民の利便性向上のため、平日夜間や土・日・祝日にも相談を行うとともに、区役所、市民交流センターへの出張相談を実施しています。</p> <p>平成24年度の課題別相談実績としては9,594件あり、相談内容としては、女性をめぐる相談では配偶者からの暴力被害や離婚問題、高齢者をめぐる問題では認知症や相続の問題、障がいのある人をめぐる問題では、介護や就職問題に関する相談が多く寄せられています。</p> <p>また、救済につなげていくために大阪弁護士会とも連携を行い、適時弁護士から法的助言を受けることのできる体制を構築しています。</p> <p>相談窓口の市民への一層の周知、相談機関相互の連携の強化、多様化する人権問題に対応するため、相談担当者に研修やケーススタディを行うなどスキルアップを図っています。</p> <p>【市民局 人権啓発・相談センター】</p>
<p><u>(2)大阪国際平和センター(ピースおおさか)の積極的な利用について</u></p> <p>1991年に開館された大阪国際平和センター(ピースおおさか)について、子どもたちが戦争の悲惨さや平和の尊さを理解する場として、小中学校等が積極的に利活用される機会を充実すること。</p>	<p>大阪国際平和センター(ピースおおさか)は、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えることを目的に、大阪府と大阪市の共同により平成3年9月17日に開館されたものです。戦後60周年の節目にあたる平成17年には、大阪空襲による死没者を追悼し恒久平和を祈念する「場」とモニュメントを、府民・市民をはじめ、ひろく一般の方々からの募金により整備し、平和意識の醸成に努めています。</p> <p>展示につきましては、入館者の6割を占める小中学生が史実を十分に理解し、平和を希求できる工夫が必要と考え、「大阪中心」「子ども目線」で、平和を自分自身の課題として考えられる展示となるよう、現在、ピースおおさかを運営する財団において展示リニューアルの設計業務を進めているところです。</p> <p>今後、空襲を中心に大阪の人々の戦争体験を通じて、戦争の悲惨さ・平和の尊さを次世代に伝え、平和を願う豊かな心を育む拠点としてより一層充実させ、小中学校等に積極的に利活用されるよう、府・財団とともに検討を進めていきたいと考えております。</p> <p>【教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当】</p>

<p>4-3 行財政改革</p> <p><u>(1)大都市制度の取り組みについて</u></p> <p>大阪府と大阪市は、大阪にふさわしい大都市制度の具体的な制度設計を行うために、法律に基づき、特別区設置協議会を設置し、議論されている。制度設計にあたっては、基礎自治体優先の原則に基づいた地域主権改革となるよう、住民サービスの低下や事務コストを増大させないこと。また、政令市の大阪府がもつ政策能力を活かすことや大幅な権限移譲を進めることが重要で、第30次地方制度調査会の答申との整合性についても十分熟慮されること。</p>	<p>第6回特別区設置協議会（平成25年8月9日）では、「大阪における新たな大都市制度の制度設計案（パッケージ案）」をお示ししました。このパッケージ案では、現在の府市の事務事業を新たな広域自治体と特別区に仕分けした事務分担（案）をお示ししています。</p> <p>その中で、基礎自治体重視のサービス提供体制を確保する観点から、特別区については、中核市を上回る権限を担うこととし、公選区長と区議会のもと、福祉・保健などの住民に身近な行政サービスを総合的に提供していくこととしています。</p> <p>特別区の区役所が担う事務数は、今の行政区の区役所で担っている事務数の約7倍になるとしています。また、各特別区に支所等を設けることとしており、窓口サービス業務等については、引き続き身近な場所で受けていただけるようにすることとしています。</p> <p>こうした特別区の設置に伴うコストについては、システム改修経費や庁舎の確保に要する経費などのイニシャルコスト、必要な執務スペースの賃借料、議会や行政委員会の運営費、システム運用経費などのランニングコストを現時点の想定で試算しています。これら再編コストは、一定の時間軸をおいて見れば、再編効果額で賄うことができるという財政シミュレーションを併せてお示ししています。</p> <p>また、第30次地方制度調査会の答申では、現行の大都市制度の見直しについて、都市内分権の充実など指定都市制度の見直しなどが提言されています。あわせて、新たな大都市制度については、大都市地域特別区設置法に基づく、特別区制度の他地域への適用に関する提言がされており、大阪では、法に基づく特別区の設置について協議会で議論を重ねています。</p> <p>【大阪府市大都市局 制度企画担当】 【大阪府市大都市局 戦略調整担当】</p>
<p><u>(2)大阪府市統合本部運営について</u></p> <p>府市共通の課題に関して、重要事項の方針を決めるために大阪府市統合本部で広域行政・二重行政の仕分け等に取り組んでいるが、大阪府と大阪市のみの議論だけでなく、節目においては、市町村との協議の場の活用とパブリックコメントやタウンミーティング等で市民との連携をはかることを求めるとともに、各市町村も積極的な</p>	<p>広域行政の一元化、二重行政の解消（府市統合本部における「A・B項目」）については、平成24年6月に府市統合本部において基本的方向性（案）を決定し、所管部局において工程表に基づき各項目の具体化を進めているところです。</p> <p>府内市町村との協議としては、大阪府において、これまで、市長会や町村長会の会議、知事と市町村長との協議の場などの機会を捉え、統合本部会議での検討状況や所管部局の取り組み状況などを説明し、協議を行ってきました。特に、消防、下水道など、すべての市町村に密接に関わる項目については、担当部局において、個別に情報提供や協議を行っております。</p> <p>また、市民・府民の皆様からの意見については、府市統合本部においてA・B項目の基本的方向性（案）について、パブリックコメントを実施したほか、地下鉄・バス、一般廃棄物、大学など、必要に応じて担当部局が個別にパブリックコメントの実施や意見交換会の開催などを行っています。</p> <p>今後とも、市民・府民の皆様のご意見や議会での議論を踏まえながら、各項目の具体化に向けた取り組みを進めてまいります。</p>

<p>意見反映で地域行政としての役割を果たされること。</p>	<p>【大阪府市大都市局 広域事業再編担当】</p>
<p>5. 環境・食料施策 5-1 環境施策 (1) 省エネ対策の推進について</p> <p>節電や省エネ対策の啓発活動において、環境家計簿の促進と、特に中小企業への対策強化にむけて、先進的に取り組んでいる企業の好事例を周知し、啓発活動に取り組むこと。また住宅において、使用量をリアルタイムで掌握できるスマートメーター等の導入やエコ住宅整備の促進として補助金制度を導入するなど、家庭におけるエコライフや節電に向けた取り組み強化を行うこと。</p>	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響を受け、関西においても、夏期と冬期の電力不足に対応するため、市民の皆様の自主的な節電行動をお願いするとともに、本市の節電対策への協力を区広報紙やホームページを通じ広範囲に呼びかけており、本市も関西広域連合の一員として、国及び関西電力株式会社と連携・協力し、電力需給の安定化のため、率先して節電の取組みを進めているほか、優れた取組やユニークな取組を表彰、情報発信することで、関西エコオフィス運動の普及促進を図っています。</p> <p>節電に取り組む皆様を応援するため、ホームページで効果的な節電方法やすぐに実施できる「節電メニュー」を紹介するとともに、引き続き「環境家計簿」をはじめ、節電に取り組むきっかけや節電意識の向上につながる「見える化機器無料貸出」や「節電セミナーの開催」など様々な施策を実施しています。</p> <p>【環境局 環境施策部 環境施策課】</p> <p>本市では、省エネルギー、省CO2住宅の普及を促進するため、一定の環境性能を満たす住宅を「大阪市エコ住宅」として認定し、広く情報発信を行う「大阪市エコ住宅普及促進事業」を平成23年6月より実施しております。また、民間市場でのエコ住宅の自立的な普及促進に向けた集中的な取り組みとして、平成26年2月末までに計画認定申請を行い認定を受けた住宅の購入や改修等の住宅ローンに対して利子補給を行っております。</p> <p>大阪市エコ住宅の認定対象は、一定の基本性能を有するとともに以下の基準を満たす住宅の新築・改修事業で、工事着手前の申請が必要になります。なお、認定基準のひとつとして、環境意識を高める設備に、住宅の電力消費量をリアルタイムで表示する「省エネナビ」を選択項目としております。</p> <p>○主な認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高い断熱性能 ・高効率給湯器、太陽光発電等創エネ設備の設置 ・省エネナビ等居住者の環境意識を高める設備の設置 ・敷地内の緑化 <p>○利子補給の内容（平成23年6月～平成26年2月末までの計画認定申請が対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象住宅ローン：5年以上の固定金利で年利1.1%以上、返済期間が10年以上等 ・利子補給期間・額：年間最大約10万円、補助期間5年間で最大約50万円 <p>平成26年1月末時点で2,807戸の住宅の計画を認定しており、今後もエコ</p>

	<p>住宅のさらなる普及促進を図るため、引き続き広報等による事業の周知を進めてまいります。</p> <p>【都市整備局 企画部 住宅政策課 (まちづくり事業企画)】</p>
<p>(2)エコカー普及に向けた取り組み強化について</p> <p>エコカー普及に向けて、自治体などが運営する駐車場の利用時に割引対象とするなど、エコカー優遇措置を構築すること。</p>	<p>現在、2カ所の市立駐車場において、電気自動車用充電スタンドを設置し、駐車場利用者は無料で充電することが可能となっています。</p> <p>今後も、指定管理者と協議し、他駐車場でも設置することを検討します。</p> <p>【建設局 管理部 管理課】</p>
<p>(3)ごみの減量化、リサイクル率アップについて</p> <p>平成 23 年度の 1 日 1 人当たりの排出量は全国に比べて多い。ごみの減量化にむけて、特に事業系のごみの割合が高いことから、事業者へ減量計画を義務付けるなど廃棄物削減に取り組むこと。また、リサイクル率アップにむけて、「大阪府リサイクル製品認定制度」²⁹の周知と、認定された製品の需要拡大にむけ、各市町村が積極的に活用するなど取り組み強化を行うこと。</p>	<p>大阪市は、事業所数や昼間流入人口が他の政令市と比較して最も多く、ごみ処理量全体に占める事業系廃棄物の割合が全国平均を大きく上回っていることから、事業系廃棄物の減量が大きな課題となっています。</p> <p>そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」（以下、「条例」という。）に定める排出事業者責任に基づき、排出事業者に対して、ごみの排出段階での発生抑制や再使用を進め、そのうえで発生する廃棄物については、適正に区分し適正に処理していただくよう啓発指導を行っています。</p> <p>条例では、多量の事業系廃棄物を生ずる一定規模以上の建物を「特定建築物」とし、「事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出と、建築物から排出される事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に関する業務を担当する「廃棄物管理責任者」の選任・届出を義務付けています。</p> <p>また、事業系ごみの減量施策として、平成21年度から、事業系ごみの適正区分及び適正処理の取組みを進め、産業廃棄物の排除を図るとともに、平成25年10月からは、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止し、リサイクルルートへ誘導しています。</p> <p>さらに、大阪市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け策定した「ごみ減量アクションプラン」の「事業者の行動メニュー」においては、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）とともに、再生利用（リサイクル）の推進を掲げ、優先的に再生品の購入を行うとともに、再生原料の使用、再生品の販売を推進することとし、リサイクル原料を使用したことなどを示す環境ラベル付き商品の販売を推奨しています。</p> <p>本市においても、「大阪市グリーン調達方針」により、環境に配慮した商品の利用と購入を促進しており、物品等の調達に当たって、再生材料を使用しているものなどを選択するよう定めています。</p> <p>【環境局 事業部 一般廃棄物指導課】</p>
<p>5-2 食料施策</p> <p>(1)食品廃棄物削減の取り</p>	<p>食品ロスの削減に向けた取り組みを実施されているNPO法人に対しましては、敬意を表しますが、本市としまして特定のNPO法人を支援することは、</p>

<p>組み強化とフードバンクの支援にむけて 日本の食品ロス³⁰は年間約 500～800 万トンとされている。食品ロスの削減にむけて、本年 4 月に設立された NPO 法人「ふーどばんく OSAKA」と連携し、フードバンク³¹の活動を企業等へ周知すること。また、各市町村の社会福祉協議会等を通じて、食品を必要としている団体・施設、世帯へ支援が届くようネットワークの構築を行い、NPO 法人「ふーどばんく OSAKA」への支援強化に取り組むこと。</p>	<p>困難と考えております。</p> <p>なお、本市では市民活動が活発に展開される環境づくりの一環として、ボランティア・NPO法人などの市民活動を支援するため、行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業がともに市民活動を育てていくものとして、区政推進基金（市民活動団体支援型）に積み立てられた市民、企業等からの寄付金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成を行っておりますので、大阪市HPの下記URLをご参照ください。</p> <p>http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html</p> <p>【市民局 市民部 雇用・勤労施策課】</p>
<p>(2)食品の安心・安全の向上について</p> <p>食の安全性の確保にむけて、保健所等と連携し、食中毒や違反食品防止にむけて監視指導の強化を行うとともに、食品事業者への指導や情報提供など自主衛生管理の向上に努めること。また本年成立した食品表示法³²を事業者へ周知し、食の安心・安全対策に取り組むこと。</p>	<p>大阪市では、食の安全性を確保するために、食品衛生法に基づき毎年度「大阪市食品衛生監視指導計画」を策定しています。本計画では、本市が食品の大消費地であることから、食品の製造・調理又は販売している施設に対する監視指導とともに、市内を流通する食品の検査に重点をおいて実施しています。</p> <p>計画策定にあたっては、本市における食品等の製造・流通・販売等の状況、食中毒発生状況や違反食品の内容等を分析し、危害度を勘案して重点的に監視指導を実施すべき施設や項目を定めるとともに、実施時には、保健所や中央卸売市場本場及び東部市場の食品衛生検査所が連携を図りながら、食品関係施設に対するふき取り検査などの結果に基づく科学的・効果的な監視指導に努めています。</p> <p>食品等の検査については、流通拠点である中央卸売市場本場及び東部市場においては両市場に設置している食品衛生検査所が、それ以外については、保健所の食品衛生監視課や5ヵ所の生活衛生監視事務所が製造所や販売店で食品を抜き取って残留農薬や食品添加物、及び細菌等の食品衛生法で定められた規格基準の検査を実施し、違反食品の排除に努めています。一方、中央卸売市場南港市場においては、安全な食肉が流通するよう食肉衛生検査所が解体される牛や豚の全頭に対してとちく検査を実施するとともに、48ヵ月齢を超える牛についてはBSEのスクリーニング検査を実施しています。</p> <p>食の安全を確保するためには、このような行政による監視指導並びに食品等の検査に重点をおいた食品衛生施策だけではなく、食品等事業者の自</p>

	<p>主衛生管理も必要不可欠となります。そこで、本市ではこれらの事業者に対して衛生講習会を実施し、食中毒の発生状況や食品衛生に関する最新情報を提供するとともに自主検査の実施や記録の作成・保存等の食品等事業者の責務について周知し、意識の向上を図っています。また、積極的に設備の改善と食品の衛生的な取扱いの向上に努め社会規範や企業倫理を順守している施設に対して、より一層の自主衛生管理の推進と他の同業者に対する衛生管理向上等の意欲を高めてもらうことを目的とした優秀標贈呈事業を行っています。</p> <p>また、昨年成立した食品表示法については、一元化される3法（食品衛生法、健康増進法、JAS法）のうち、現在、本市が所管している食品衛生法及び健康増進法に係る表示事項については食品等事業者に対して監視指導時や衛生講習会等の機会をとらえて周知を図ることとしています。なお、本法により一元化されるJAS法に係る表示事項については、所管する農林水産省、大阪府等の行政機関において適宜、食品等事業者に対して周知が図られることと考えています。</p> <p>【環境局 総務部 企画課】 【環境局 事業部 家庭ごみ減量課】</p>
<p><u>(3) 地産地消の取り組み強化と 6 次産業化の推進にむけて</u></p> <p>地産地消の取り組みにむけて、「大阪産(もん)」³³の PR をさらに展開し「大阪ブランド」力の向上に努めるとともに、地域でとれた食材を学校給食や福祉施設などで積極的に提供し、地域産農産物の消費拡大に取り組むこと。また、6 次産業化³⁴の推進にむけて、農業を支える担い手の育成や他分野から農林水産業への参入支援強化で農林水産業の活性化をはかること。</p>	<p>本市では、大阪市発祥の野菜を「大阪市なにわの伝統野菜」として認証しており、地域資源としての独自の価値・魅力を発信することで地元の「名産」としての注目度を高め、大阪府とも連携しながら、その普及に努めております。</p> <p>具体的には、「大阪市なにわの伝統野菜」の特徴や魅力、産地や大阪市なにわの伝統野菜取扱店を紹介するリーフレットの作成および農業イベント等での配布、本市ホームページによる情報発信等をおこなうことで、「大阪市なにわの伝統野菜」をアピールし、消費拡大とともに、農家と加工業者・外食産業事業者などとの取引拡大に向けた支援に努めております。</p> <p>さらに、国の様々な支援策や、大阪府が設置している大阪産(もん)6次産業化サポートセンターの取り組みを積極的に情報提供するなど、6次産業化の促進に努めてまいります。</p> <p>【経済戦略局 産業振興部 地域産業課（農業担当）】</p> <p>小学校給食では、一日13万食という状況の中で、安心・安全で安定的な必要量が求められることから、食材を地場産物に限定して利用することは安定的な必要量の確保の点で制約がありますが、可能なかぎり、これまでから地場産物の食材の利用に努めてきております。</p> <p>また、平成25年に改定された「第2次大阪市食育推進計画」において、地産地消・伝統的食文化の推進として「学校給食の食材の地場産物の利用増加に努めます。さらに、『大阪市なにわの伝統野菜』を学校給食に利用できるよう努めます。また大阪らしい料理を取り入れ、充実するとともに、</p>

	<p>商都大阪の食文化を伝えていきます。」と位置づけ、食に関する指導に活用するなど学校での取組みを行っております。</p> <p>とりわけ、大阪市産の野菜の利用について「大阪市なにわの伝統野菜」のひとつである田辺大根を一部の小学校から順に給食に利用しています。</p> <p>【教育委員会事務局 教務部 学校保健担当】</p>
<p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p> <p>6-1 住宅施策</p> <p>(1) 住宅弱者への居住確保にむけて 公営住宅において、車いす常用者世帯向け・福祉世帯向け・シルバーハウジング³⁵など入居が困難とならないよう、既存住宅を早期に改修すること。また、高齢者・低所得者など住宅困窮者が安心して住める住宅施策の強化をはかること。</p>	<p>本市では、約10万戸の市営住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用するために「大阪市営住宅ストック総合活用計画」を策定し、建替・全面的改善・エレベーター単独設置といった各種手法を適切に選択しながら、住宅ストックの更新を図っております。</p> <p>建替に際しましては、住戸内段差の解消や手すりの設置など高齢者等が安心してお住まいいただけるよう配慮した設計とし、平成14年度からは、住宅性能評価の「高齢者等への配慮に関すること」で「等級3」の基準を満たすものとしております。また、車いす常用者向け住戸についても、建替入居予定者などの状況をみながら、継続的に住戸整備を行っております。</p> <p>既存住宅につきましても、住戸改善事業を行う中で、共用部の改善や新築住戸に準じた住戸内のバリアフリー化を計画的に図っております。</p> <p>【都市整備局 住宅部 建設課（建設設計）】</p>
<p>6-2 交通施策</p> <p>(1) 交通網の施策強化にむけて</p> <p>大阪府の乗り継ぎ改善計画「公共交通シームレス計画(案)」³⁶の目標年次が平成24～33年としているが、いまだ策定されていない。利用者が利用しやすい交通の提供に向け、大阪府に対し早急に計画を策定するよう求めること。</p>	<p>大阪府において、公共交通の乗り継ぎ改善など利便性向上や利用促進などについて、将来に向けた取組みの方向性を示した「公共交通戦略」が平成26年1月に策定されたと聞いています。</p> <p>【都市計画局 計画部 交通政策課】</p>
<p>6-3 ICTの活用施策</p> <p>(1) 教育分野（療養児童）におけるICTの活用に向けて</p> <p>療養児童等がICT³⁷を活用し、場所や時間の制限なく教育を受けられるよう、環境整備に取り組むこと。</p>	<p>療養児童等の教育につきましては、平成25年3月4日付にて文部科学省より「病気療養児に対する教育の充実について」の通知がされています。</p> <p>その中で、治療上必要な対応や継続的な通院を要するため、病院を退院後も学校への通学が困難な病気療養児に対して適切に対応することとされ、ICT等を活用する指導方法の工夫についても述べられています。</p> <p>本市におきましては、療養児童等へのICT機器活用につきましては、大阪市立総合医療センターの光陽特別支援学校病弱部門分教室におきまして、児童生徒の心の安定と病気を克服しようとする意欲、また入院生活における学習意欲を喚起し、学力の向上を目指すために、また、学習や交流の視</p>

	<p>点を兼ね、ICTを活用した指導実践を進めております。</p> <p>本市では、これまでの一斉学習に加え、児童生徒一人一人に応じた学習実践のひとつとして、「学校教育ICT活用事業」を進めています。ICT機器は、児童生徒一人一人に応じた学習を進めるために有効であり、今後も引き続き各校での取組を検証してまいります。</p> <p>【教育委員会事務局 指導部 初等教育担当】 【教育委員会事務局 指導部 特別支援教育担当】</p>
<p>6-4 防災施策 (1)災害対策の強化にむけて ①緊急災害時の代替組織強化について</p> <p>各市町村の災害対策本部（設置する予定場所）が、二次被害も含め被災することを想定し、被害状況の把握や人命救助、緊急物資の輸送等の指示・命令が確実に実行できるよう代替組織の体制強化をはかること。</p>	<p>本市では、地震などで市役所本庁舎が被災し、災害対策本部が設置できない場合などに、重要となる初期初動体制を確保するため、阿倍野防災拠点において災害対策本部機能を代替・補完することとしております。</p> <p>地震災害発生時には震度6弱で緊急本部員24名が阿倍野防災拠点に自動参集し、本庁舎が使用できない場合に災害対策本部を設置するとともに本部運用を行います。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>②社会インフラ対策強化にむけて</p> <p>大規模な災害時の交通・電気・ガス、上下水道、通信など社会インフラへの影響を想定し、企業や関係団体と協働で減災にむけて取り組み強化を行うこと。また、医療機関との連携も行い、要援護者への支援体制強化に取り組むこと。</p>	<p>内閣府による南海トラフ巨大地震に係る各種検討結果に基づき、大阪府において南海トラフ巨大地震の津波浸水シミュレーションや被害想定等が行われ、平成26年1月24日に上下水道、電力、ガス、電話などのライフラインや、道路、鉄道などの交通施設の被害想定結果が公表されました。</p> <p>本市においては、ライフライン事業者など関係事業者なども参加する「大阪市防災会議」を平成26年1月15日に開催し、南海トラフ巨大地震などに対する減災に向けた取り組みも含めた「大阪市地域防災計画」の今後の改訂の方向性について議論を行い、取り組み強化に向けた更なる協力体制構築の確認を行いました。</p> <p>また、大規模な災害時の対応を行うため、大阪府医師会と「災害時における医療救護についての協定」を、薬剤師会と「災害時用医薬品等の供給に関する協定」をそれぞれ締結し、医療体制や医薬品の供給体制を確保しています。また、災害対応の実務を行う「大阪市災害対策本部」においても、「救急医療調整班」を編成し、医療救護についての調整を行うこととしています。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>③非常時における情報提供と避難場所の周知について</p>	<p>本市における緊急時の情報伝達は、防災行政無線を用いた防災スピーカをはじめ、携帯電話を用いた防災情報メール、緊急速報メール、インターネットを用いた大阪市やおおさか防災ネットのホームページへの情報掲</p>

<p>緊急時の情報提供について、その情報が正確に地域の住民等(旅行者や外国人、高齢者や障がい者、周辺企業)に発信できるよう、周知方法を含め定期的に検証すること。また、ハザードマップの啓発活動を行うとともに、見直しについても取り組むこと。</p>	<p>載、その他テレビ、ラジオの報道機関や広報車を用いた広報など複数の様々な手段を用いて行うこととしています。</p> <p>さらに情報伝達体制については、時間的余裕がない情報(緊急地震速報など)は、防災スピーカや防災情報メール、緊急速報メールで、自動配信されるようになっているほか、本市から手動により情報配信が必要になるもの(避難勧告・指示など)については、出来る限り迅速に情報発信ができるような体制を整えています。</p> <p>また、東南海・南海地震による津波が発生した場合や、河川や下水道で想定している以上の雨が降った場合に備えて、浸水が予想される区域と避難場所、避難時の心得等を記載した「防災マップ」を平成18年3月に作成し、全戸配布を行ったほか、各種防災イベントや講座などで紹介、配布するなど、継続的な啓発を行っております。</p> <p>平成26年度には、南海トラフ巨大地震による新たな津波浸水想定結果や新たな河川氾濫情報などを反映するなど、既存の「防災マップ」の見直しを行い、更なる啓発活動の推進に努めてまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>④津波への対策強化</p> <p>南海トラフ等で起きる巨大地震を想定し、津波を想定した避難訓練を実施するとともに、海拔を示した標識の設置や夜間の災害も想定し太陽電池式等の避難誘導標識を設置すること。また、地下街などの浸水対策強化も行い、津波被害への回避に向けて、取り組み強化を行うこと。</p>	<p>平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、同年6月に成立した「津波対策の推進に関する法律」で定められた「津波防災の日(11月5日)」を中心とした時期に、地域を中心に、民間避難ビル、市営住宅など各区で登録された津波避難ビル等を活用し、津波避難訓練及び避難所開設訓練等を実施するなど、より実践的かつ地域に密着した訓練を実施し、市民、自主防災組織、防災関係機関等の災害対応能力の強化に努めております。</p> <p>避難誘導・周知の表示物については、区役所と連携しながら市民等と協働して電信柱等に設置し、市民等が災害時避難所となっている学校等へ安全かつ迅速に避難できるよう、日常から避難に関する周知・啓発を行っております。</p> <p>また、内閣府による検討結果に基づき、平成25年8月に大阪府より南海トラフ巨大地震に係る津波浸水想定結果等が公表され、大阪市では17区(此花区、港区、大正区、西淀川区、住之江区、西成区、福島区、西区、淀川区、浪速区、北区、都島区、中央区、旭区、城東区、鶴見区、住吉区)で津波浸水のおそれがあることが明らかとなりました。</p> <p>この結果を踏まえ、本市では、東日本大震災以降、避難を優先した対策のひとつとして進めてきた、上町台地より西側にある地下駅・地下街等の管理者に対する「利用者の円滑な避難を確保するための計画策定の要請」を拡大するなど、住民等の避難を軸とした総合的な津波対策をさらに進めてまいります。</p> <p>また、地下街管理者や地下街に接続する民間ビル事業者等による協議会を設置し、統一的な浸水対策や避難計画の検討を行うほか、平成26年度には、地下街や地下街に接続するビルを対象とした浸水防止や避難誘導等を行う地下街等連携訓練を行うこととしております。</p>

<p>⑤災害時の帰宅困難者等の対策強化にむけて</p> <p>大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅や集客施設などにおいて、混雑が想定される。一斉帰宅の抑制と一時滞在の確保にむけて、大阪府と連携し、各市町村の帰宅困難者対策強化計画等の策定を行い、備蓄の確保や帰宅安全確保の対策強化に取り組むこと。</p>	<p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>本市では、市内ターミナルの中でも最も多くの帰宅困難者が発生することが予想される大阪駅周辺をモデル地区とし、平成21年度に大阪府を含む関係機関が参画する「大阪駅帰宅困難者対策検討会」を設置して検討を進めてまいりました。また、平成23年度には大阪駅周辺事業者が主体となった「大阪駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」を設置するとともに、協議会にて実動訓練を行い、課題の抽出等を行いました。</p> <p>平成24年度には、大阪駅での取り組みをベースとして、難波駅周辺、天王寺駅周辺でも図上訓練を行い、図上訓練によって抽出された課題を基に、現在、各駅でのワーキンググループにおいて帰宅困難者対策に係る検討を進めております。</p> <p>今後につきましては、引き続き、ターミナル駅周辺事業者や大阪府、関西広域連合と連携を図りつつ、帰宅困難者対策の更なる推進に取り組んでまいります。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p>
<p>(2)防犯対策強化について</p> <p>①犯罪防止とテロ対策について</p> <p>夜間における犯罪防止にむけて、危険個所に照明を設置し、安心して歩行できる環境整備に取り組むこと。また、テロ対策についても、大阪府と連携し、武力攻撃や化学剤が用いられた緊急事態を想定し、適宜、実働訓練を行うこと。市民への啓発活動として「大阪府国民保護計画」のパンフレットを周知し、事件発生後の対処意識を高めること。</p>	<p>本市では、平成22年6月に大阪府と連携して、大阪府警、大阪市消防局、自衛隊などと合同で緊急事態想定の実働訓練を実施しました。今後も大阪府と連携して実働訓練を実施し、各関係機関との連携強化に努めてまいります。</p> <p>また、本市ホームページ、パンフレットの作成、全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉訓練への参加などを通じて継続的な啓発活動を進めております。</p> <p>【危機管理室 危機管理課】</p> <p>これまで、夜間の交通事故防止などを目的に道路照明灯の整備を行っています。道路照明灯の整備は、市の管理する道路について、市民が安心感を持てる明るさ（平均照度4ルクス）を確保するため生活道路の照明灯を現在、約30m間隔となるように増設しています。</p> <p>連続的に照明灯を設置し、道路全体を明るくすることにより交通事故防止だけでなく、犯罪の防止にも寄与すると考えられるため、今後とも道路照明灯については区役所や警察と連携しながら整備を進めてまいります。</p> <p>【建設局 管理部 設備課 道路公園設備担当】</p>
<p>②公共交通機関への防犯対策について</p> <p>公共交通機関で、駅係員や乗務員等への第三者暴力行為が増加している。暴力行為防止にむけた啓発活動を各市町村の掲示板</p>	<p>市営バスでは、あべの北操車場において、職員が死傷するという事件が発生したことを受け、早急に再発防止対策を講じることを目的として第三者暴力行為対策検討小委員会を設置し、同委員会で暴力事案への対応等について、検証・検討を進め、再発防止対策が提言されたので、順次取組んでおり、二度とこのようなことに職員が巻き込まれることのないようセキュリティの強化に努めています。</p> <p>自動車部として、事件以降、実施したセキュリティ対策として、</p>

<p>や広報誌等を通じて行うとともに、警察と連携し、巡回強化を行うなど、犯罪防止対策に努めること。</p>	<p>◇営業所への侵入者に対する防犯対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所外周を対象とした機械警備を導入 <p>◇お客さま及び職員への暴行・犯罪行為等の対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時専用携帯電話（いわゆる見守り携帯）、防刃チョッキを営業所や事故処理担当などに配備 ・各操車場の建物の出入口に暗証番号式鍵を設置 ・事故・トラブル時の対応をリスクレベル別にした運転手用・営業所用マニュアルを制定し、営業所及び運転手に周知、運用を開始 <p>などの対策を実施して、今までの対策に加えて、セキュリティ強化を図っています。</p> <p>また、大阪府警から「施設の防犯には、防犯カメラの設置が有効である」との助言をいただいたので、</p> <p>◇営業所への侵入者に対する防犯対策として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各営業所に防犯カメラ及びカメラが作動中であることを知らせるための表示板「防犯カメラ作動中」を設置 <p>して、セキュリティ対策のさらなる強化を図ったところです。</p> <p>一方で、テロ対策として、</p> <p>◇営業所及びターミナルにおける巡回・警備の実施（大阪駅前では、巡回・警備実施以外にもゴミ箱の集約化や交番係官との連携強化）</p> <p>◇バス車両における始終業時及び運行毎の不審物確認と「バスジャック対応マニュアル」の指導徹底並びに「SOS」表示機能付乗降中表示器の設置</p> <p>◇「テロ対策特別警戒実施中」のポスターを、上屋が整備されている約1,300箇所の停留所に掲出するとともに、バス車内の音声案内等による不審物発見時の係員への通報など、お客さまに対する協力要請など、国土交通省の指導を基本として実施・強化に努めています。</p> <p>また、平成20年度から、バスジャックを想定した重大事態対応訓練を実施しており、関係機関とも連携を図りながら、今後も引き続き実施する予定です。</p> <p>【交通局 自動車部 運輸課（安全・運行サービス担当）】</p>
<p><u>(3) 福祉施設等の火災防止対策にむけて</u></p> <p>小規模福祉施設等の防火対策にむけて、スプリンクラー設置の助成や施設管理者へ是正指導を行うなど、防火管理体制の強化に努めること。</p>	<p>平成25年12月27日に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）により、社会福祉施設に関するスプリンクラー設備の設置基準が従前の延べ面積275㎡から0㎡に引き下げられました。この改正に伴い、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、障がい者グループホームといった社会福祉施設についてはその規模に関わりなく、スプリンクラー設備の設置が義務づけられました。（施行：平成27年4月1日。既存対象物については猶予期間あり。）</p> <p>そのため、法令改正に伴い新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる施設関係者に対して、当該消防用設備等を設置するよう指導を行っていく予定です。</p>

	<p>消防用設備等の設置に関する助成については、各種金融機関において中小企業者等に対する消防用設備等に係る融資制度が設けられているほか、社会福祉施設については厚生労働省が補助金制度を設ける予定と聞いております。</p> <p>また、社会福祉施設については、入所者及び従業員の合計人数が10人以上の場合、消防法令に基づき防火管理者を選任することが義務付けられる場合があります、日常の火災予防、災害発生時の対応について計画を樹立し、それに従って防火管理上必要な業務を行うよう定められています。</p> <p>【消防局 予防部 予防課】 【消防局 予防部 規制課】</p>
<p>7. 大阪市地域協議会要望内容</p> <p><u>(1) ホームレス就業支援センターへの助成制度の確立について</u></p> <p>2013 年度からホームレス就業支援センター運営協議会に対する大阪市補助金が廃止されたことにより、支援センターの運営は厳しくなる一方、大阪市のホームレス対策事業にかかる姿勢が問われています。大阪市は 2013 年度から新たに「地域密着型の就労支援事業」を実施し、「就業支援センター事業の就業開拓・就業支援と連携を図る」としていますが、若者等の「新たなホームレス」は増加しています。そのため、府と連携した就業自立を基本とする施策の充実は一層重要となっており、大阪市として、ホームレス就業支援センターに対する事業補助を含む助成制度を確立すること。</p>	<p>本市では、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本に、ホームレス自らの能力の活用を図るとともに、必要に応じて既存の各種施策も活用しながら、地域社会の中で再び自立した生活が営めるよう、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進しています。</p> <p>大阪府や民間団体と連携し大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に参画し、国のホームレス等就業支援事業を活用した就業機会の確保に努めるとともに、平成25年度には新たに地域密着型の就労支援事業にも取り組んでいるところです。</p> <p>次期「大阪市ホームレス等の自立支援等に関する実施計画」（素案）においては、ホームレスの長期化、高齢化や若年のホームレスといった課題に対応した取り組みを推進していくこととしています。</p> <p>【福祉局 生活福祉部 地域福祉課（ホームレス自立支援）】</p>
<p><u>(2) 市内交通網の充実</u></p>	<p>都市計画局計画部交通政策課において、総合交通体系に係る調査、企画</p>

<p>けて</p> <p>地球環境保全や少子高齢化に対応するとともに活力と魅力ある大阪市の実現に向け、人に優しい公共交通機関(バス・鉄道等)中心の市内交通網の充実を図ること。そのために、市役所に総合的な交通戦略を立案し関係方面と協働して推進する交通政策担当セクションを確立すること。</p>	<p>及び連絡調整を担当しており、活発な都市活動を支える都市交通基盤の確立に向け、引続き取組みを進めて参ります。</p> <p>【都市計画局 計画部 交通政策課】</p>
<p><u>(3)大阪南港野鳥園の存続にむけて</u></p> <p>大阪南港野鳥園については、昨年、施設の存続及び環境保全に向けた市としての積極的な支援を求めてきましたが、前向きな内容は示されず、同園の見直しについて検討中との回答でした。その後の検討状況について明らかにするとともに、環境省がシギ・チドリ類の重要調査地に指定している都市部における貴重な渡り鳥の飛来地保全に向けて、市としての基本的な考え方と具体策について明らかにすること。</p>	<p>大阪南港野鳥園については、市政改革プランに沿って見直しを検討してきました。</p> <p>干潟・湿地については、環境省や環境局の意見を踏まえ、本市における重要な社会資本として位置付け、現在の環境を保全することとし、平成25年2月に策定した実施計画において、指定管理期間が終了する平成25年度末をもって条例施設としては廃止し緑地として位置付けることとしました。</p> <p>また、廃止後の施設(展望塔)については、施設管理者の負担がない前提で民間やボランティア等による利用の不可や運営スキームを検討することとしました。</p> <p>「海浜施設条例を一部改正する案」について、平成25年9月市会に上程し、建設消防委員会での質疑を経て、10月10日の本会議で可決されましたが、同時に「大阪南港野鳥園については、干潟・湿地の環境を保全し、野鳥の観察できる貴重な環境学習の場として、市民が引き続き利用できるよう施設の機能を維持すること。」との附帯決議が可決されました。</p> <p>この市会の附帯決議を踏まえ、大阪南港野鳥園は条例施設としては廃止しますが、干潟・湿地を保全し、展望塔は本市が維持管理しながら、ボランティアを活用することにより、引き続き、貴重な環境学習の場として市民の方が野鳥を観察できるよう、野鳥園の機能を維持していくこととしました。</p> <p>本市としましては、今後も野鳥園の干潟・湿地に詳しいNPO団体等と連携し協力を得ながら、干潟・湿地の環境を保全し、野鳥が観察できる貴重な環境学習の場を市民の方に提供できるよう大阪南港野鳥園の機能を維持してまいります。</p> <p>【港湾局 総務部 監理調整担当】</p>
<p><u>(4)喫煙マナーの向上にむけて</u></p> <p>国際都市にふさわしい</p>	<p>大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、同年10月からは、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺の「路上喫煙禁</p>

<p>環境整備に向けて、各区役所と連携し、路上喫煙禁止区域の拡大に取り組むこと。また、「歩きタバコの禁止、タバコのポイ捨て禁止」など、喫煙マナーの向上に向けて、より効果のある啓発活動を展開すること。</p>	<p>止地区」(以下、「禁止地区」)における条例の違反者に対し、罰則(過料1,000円)を適用しています。</p> <p>現在の禁止地区は、大阪を代表する地域で啓発効果・PR効果の高い地域であることなどから指定しておりますが、喫煙マナーに対する市民意識は高まっており、禁止地区の拡大を求める声も多く寄せられています。また全国的にも禁止地区の取り組みが広がっており、禁止地区を拡大する都市もあります。</p> <p>こうしたことから、禁止地区の拡大に向けて、路上喫煙対策の基本となる考え方について、平成25年6月に路上喫煙対策委員会から答申をいただいております。今後、新たな禁止地区の指定など路上喫煙対策の推進について、各区と連携し取り組みを進めてまいります。</p> <p>また、平成20年度から全市的な取り組みとして、市民、事業者団体の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を開始しており、現在、全24区で70団体が路上喫煙防止活動に取り組まれています。</p> <p>路上喫煙の問題は、喫煙者のマナー、モラルの問題であることから、禁止地区と、市内全域で展開している「たばこ市民マナー向上エリア制度」での取り組み、大阪市のホームページ掲載、イベント等への出展などにより、市民等に働きかけて喫煙マナーやモラルの向上を図ってまいります。</p> <p>【環境局 事業部 事業管理課】</p>
<p><u>(5) 西成特区構想の推進について</u></p> <p>西成特区構想については、昨年10月に取りまとめた「有識者座談会報告書」を踏まえた施策等が停滞することのないよう、市として責任ある措置を講じるとともに、積極的に国・府にも働きかけつつ連携して取り組むこと。とりわけ、エリアマネジメント協議会の運営にあたっては、当該地域の歴史的経過を踏まえ、関係する地域住民の合意形成をはかりつつ、施策設計・展開を行うこと。</p>	<p>大阪市では、今年度から5年程度かけて実施する西成特区構想の実現に向け、平成24年10月に取りまとめられた「有識者座談会報告書」を踏まえた施策を検討し、実施・推進しております。</p> <p>その中で、施策の推進にあたっては、国・府と連携するとともに、エリアマネジメント協議会を活用して、十分に地域の意見を反映できるよう取り組みをすすめてまいりたいと思います。</p> <p>【西成区役所 総務課(総合企画)】</p> <p>【市民局 市民部 区政課(区政グループ)】</p>